

事務連絡
令和4年12月7日

関係各位

環境省環境再生・資源循環局
総務課リサイクル推進室

プラスチック使用製品産業廃棄物等の
再資源化事業（東京都実証事業）の御案内

日頃より、資源循環行政への御理解、御協力を賜わり感謝申し上げます。

さて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年法律第60号）の施行に伴い、排出事業者は、「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項等を定める命令」（令和4年内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第1号）に基づき、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等に取り組むことが求められています。

このたび、東京都の「令和4年度 プラスチック資源循環に向けた革新的技術・ビジネス推進プロジェクト」において、廃プラスチックの再資源化事業者であるエム・エム・プラスチック株式会社が代表者となり、都内の商業ビル、官公庁等から排出されるプラスチック使用製品産業廃棄物等を回収・再資源化する実証事業が実施されることになりました。

別紙概要について御確認いただき、御検討をお願いいたします。本事業への御参加を希望される場合は、12月23日（金）までに下記担当まで御連絡願います。

記

1. 事業名称 東京版オフィスプラ等の新たな資源循環モデル
2. 目的 新たな資源循環モデルに係る課題の検証とソリューション特定を通じ、オフィスプラ等の再資源化・製品化のための新たな資源循環モデルの構築
3. 実施期間
FS調査：2022年11月～
実証事業（予定）：2023年4月～

※詳細は別紙を御確認ください。

環境省環境再生・資源循環局
総務課リサイクル推進室
担当：持田、塩澤
TEL:03-5501-3153

【実証事業概要】

● 実施体制



※1 市川環境ホールディングス、市川環境エンジニアリング、都市環境エンジニアリングなど含む

● FS調査と実証事業のスケジュール概略

	2022年度		2023年度
	11月～1月	2～3月	4月開始～1月程迄を想定
FS調査	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスプラ等の排出量・性状、収集運搬に関する調査 ・資源循環モデルの構築 ・報告書作成 	▼FS調査の報告書の提出	
実証事業	<ul style="list-style-type: none"> ・実証内容の精緻化・協力事業者との協議 		<ul style="list-style-type: none"> ・実証事業の計画作成
	FS調査と実証事業への準備を並行		
	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスプラ等の回収・性状確認 ・中継施設での処理、ペレットの品質確認等 ・デジタルソリューションの検討 ・資源循環モデルの検証・アップデート 		

<実証事業期間中に御対応いただく内容>

① 廃プラスチックの分別排出

回収対象は、プラスチック製の容器包装（飲食に伴う弁当がら等）や不要となった文房具（クリアファイル、ボールペン等）など原材料の全部又は大部分がプラスチックであるものになります（ペットボトルは除く）。食品残渣などの汚れのついたものは水で洗うなど可能な範囲で職員の御協力を得て排出していただくことを想定しております。

庁舎内から排出される廃プラスチックを全て対象としていただく必要はなく、範囲（対象部署、施設等）は任意でお決めいただけます。

② 廃プラスチックの保管

4回/月の頻度での回収を想定しているため、庁舎内での1週間の保管が必要になると想定しておりますが、具体的にはFS時に排出量や保管スペースなどを確認し、それらの状況をみて保管期間等についても御相談させていただきます。

③ 処理委託料の支払い

官公庁等から発生する廃プラスチックは、通常焼却処理されている場合が多いと想定されますが、マテリアルリサイクルをする場合は、焼却処理よりも処理委託料が高くなります。ただし、実証期間内は、現行焼却処理に支払っておられる委託料程度

の料金となるように調整する予定です。

※ 実証で行う回収の期間は今後御相談の上で決定します。

※ 実証事業の内容については、本年度のFS 調査結果により変更となる可能性があります。

※ 回収した廃プラスチックは、エム・エム・プラスチック施設でのマテリアルリサイクル（ペレット・パレット製造）されます。